

徳島県立男女共同参画総合支援センター団体登録の手引き

徳島県立男女共同参画総合支援センターは、一人ひとりが夢や希望を持ち、その実現に向かって、誰もが輝くことのできる徳島の実現を目指す男女共同参画の総合的な推進拠点として取り組んでいます。

センターでは、拠点施設として活性化を図るとともに、団体との連携を深めるため、県内の男女共同参画活動団体の登録を行っています。

登録いただいた団体には、センターが実施する事業をはじめ、男女共同参画の促進への御協力をお願いします。

団体登録をするとこんなメリットがあります

- ★ 学習室、作業室を利用できる。
- ★ 共催事業及び企画委託事業の申請の際に添付資料を省略できる。
- ★ 団体名・活動等を県広報(ホームページ等)に掲載することができる。
- ★ 男女共同参画に関する情報の提供を受けることができる。

こんな活動に利用できます

男女共同参画を推進することを目的とした次の活動に利用できます。

ただし、広く県民を参加対象とするものは除きます。

なお、利用については、利用日の1か月前から受け付け、利用回数は月4回を限度とします。

- 団体内の打ち合わせ、役員会等
- 団体内の学習会、研修会等
- 団体間の交流会

●登録できる団体●

次の要件をすべて満たす団体とします。

- (1) 県内で男女共同参画を推進する活動実績があり、今後も継続して活動すると見込まれること。
- (2) 規約を制定するなど、組織体制が明確であること。
- (3) 主に徳島県内で活動を行う団体であり、構成員の多数が徳島県民であること。
- (4) 団体の構成員が5人以上であること。
- (5) 営利活動、宗教活動、政治活動を目的としないこと。

●団体登録の手続き●

団体登録を希望する団体は、団体登録申請書(別紙)に団体規約、役員名簿、収支予算・決算及び活動実績が分かる資料、その他参考資料を添えて、申請してください。

登録を認められた団体には、団体登録カードが交付されます。

●登録の更新●

登録期間は5年以内とし、3月31日を期限とします。期限内に登録内容等の変更があった場合には、変更内容をお知らせください。(様式は問いません)

登録期間の更新を希望する場合には、改めて団体登録手続きを行ってください。ただし、団体登録申請書以外については、先に提出した内容に変更がない場合には、添付を省略することができます。

※ 団体登録に支障があるとセンターが認めるときは、登録を取り消すことがありますので、ご了承ください。

●お問い合わせ・お申込先●

センターの施設の利用については、事前に申込みが必要です。

徳島県立男女共同参画総合支援センター

〒770-8055徳島市山城町東浜傍1-1

電話:088-655-3911 ファクシミリ:088-626-6189

e-mail: flairtokushima@mf.pikara.ne.jp

URL : <https://www.pref.tokushima.lg.jp/flair>

開館日: 火曜日(祝日の場合はその翌日)、年末年始(12/29~1/3)を除く毎日

開館時間: 10:00~18:00